

令和3年6月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年6月30日（水）午後1時30分から午後4時4分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 19人

2番	中條 幸雄	3番	竹島 敏博
4番	百瀬 道雄	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 6人

1番	青木 秀夫	5番	中川 敦
6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
12番	塩原 忠	26番	堀口 崇

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推13番	上條 信	推14番	丸山 寛実

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第56号～第61号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第62号～第65号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第66号、第67号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第68号～第74号）
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第75号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第76号、第77号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 報告事項

ア 村井東田上村井地区の市街化区域編入に伴う松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更

イ 令和3年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 松本市農地利用最適化推進委員の委嘱について……………（議案第78号）

イ 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定……………（議案第79号）

(2) 協議事項

旅行積立等の清算について

(3) 報告事項

ア 令和3年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	係 長	高橋千恵子
		〃	主 事	増澤 千尋
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事 務 員	加藤 悠希
	農 政 課		係 長	中澤 史郎
	〃		主 任	羽入田未咲
	〃		主 事	宇治 樹
	〃		主 事	田村 孝平
	都市計画課		係 長	永喜多廣義
	〃		技 師	内木 昭太
		松本農業農村支援センター課長補佐		戸谷 修一

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2番 中條 幸雄 委員

3番 竹島 敏博 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第55号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備をください。

それでは、議案に掲載されております新規就農者について、まず事務局から説明いただきます。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

別冊資料の表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は1名です。

〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに波田、1筆、800平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はトマト、サツマイモと伺っています。農業従事者は本人のみです。出荷先は個人販売とJAを見込んでいらっしゃいます。販売量は5年目にトマト3,750キログラム、サツマイモ270キログラムを見込んでいらっしゃいます。研修機関で知識等を習得されています。通作距離は3キロ、車での移動を予定されています。今後は規模拡大予定です。議案3ページ、70番に該当いたします。署名は波多腰農業委員と森田推進委員にいただいています。

今月の新規就農者の説明は以上となります。

議 長

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元委員から補足説明をお願いいたします。

波多腰委員、お願いします。

波多腰農業委員

〇〇さんですが、研修機関というのが、波田にあります〇〇〇〇〇〇というのが波田にあるんですが、そこに勤めていて、そこで技術を習得したそうなんです。それで、彼と話したんですけども、夢は大変いろいろ語ってくれて、将来的には6次化で、何かチップにして野菜を何か売り出したいなんていうかなり元気な話をしていました。うんと頑張っているようなので、期待したいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

お世話になっております。農政課の宇治でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページをご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第55号になります。

合計欄のみ読み上げますので、25ページをご覧ください。

一般、筆数136筆、貸付け73人、借入れ52人、面積20万7,605.30平米。

経営移譲、筆数33筆、貸付け4人、借入れ4人、面積3万3,241平米。

所有権の移転、筆数12筆、貸付け2人、借入れ6人、面積1万8,835平米。

第18条2項6号関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,846平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構集積関係)、筆数263筆、貸付け148人、借入れ1人、面積40万6,802.27平米。

(一括方式機構配分関係)、筆数241筆、貸付け1人、借入れ69人、面積37万8,907平米。

合計、筆数686筆、貸付け229人、借入れ133人、面積104万7,236.57平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数270筆、面積44万7,779平米、集積率は76.11%になります。

議案第55号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。以降は、議案の採決におきましては農業委員を対象に伺っております。

議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第56号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、三村委員には退室をお願いをいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きますので、26ページをご覧ください。
議案第56号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,520平米。
認定農業者への集積は、集積率100%となります。
議案第56号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第56号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室をしております三村委員の入室を許可をいたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きますので、議案第57号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、31条の規定により、橋本委員には退室をお願いをいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き26ページをご覧ください。
議案第57号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,097平米。
認定農業者への集積はございません。
議案第57号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第57号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案58号 農地利用集積計画決定の件についてを上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、31条の規定により、二村委員には退室をお願いをいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きます、27ページをご覧ください。
議案第58号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,656平米。
認定農業者への集積は、集積率100%となります。
議案第58号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きますので、議案第59号であります。農地利用集積計画決定についてを上程をいたしますが、本件は私に関係する案件になりますので、31条の規定により、私は議事に参与することができませんので、退室をさせていただきます。議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き27ページをご覧ください。
議案第59号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数14筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万2,347.27
平米。
認定農業者への集積、集積率は100%となります。
議案第59号は以上となります。

田中会長代理 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第59号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手
をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会長にお願いいたします。

議長 続きまして、議案第60号 農用地利用集積計画の決定についてを上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、31条の規定によりまして、田中会長代理には退室をお願いいたします。

(田中農業委員 退席)

議長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
宇治主任。

宇治（農政課） 続きまして、28ページをご覧ください。
議案第60号になります。
合計のみ読み上げます。
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積9,661平米。
認定農業者への集積は、集積率は100%となります。
議案第60号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第60号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております田中代理の入室を許可をいたします。

(田中農業委員 入室)

議長 続きまして、議案61号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、丸山茂実委員には退室をお願いいたします。

(丸山（茂）農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き28ページをご覧ください。
議案第61号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,887平米。
認定農業者への集積、集積率100%となります。
議案第61号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております丸山委員の入室を許可をいたします。

(丸山（茂）農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第62号から65号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件についてを上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 農業委員会事務局の加藤です。
着座にて失礼いたします。
それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第62号、今井〇〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、442平米外3筆、合計2,797平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
議案第63号、里山辺〇〇〇〇番、台帳、現況ともに地目、田、932平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第64号、入山辺〇〇〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、畑、158平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第65号、板場〇〇番〇、台帳、現況ともに地目、田、290平米外1筆、合計559平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上4件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

議長 　　では、初めに議案62号について地元の委員の意見をお願いいたします。田中代理、お願いします。

田中農業委員 　　62号なんですが、場所的には4筆、アルウインの西、鎖川沿いにやまびこの里という老人施設があるんですが、その東、あの辺に4枚あります。この〇〇さん、相続で所有されたんですが、どうしても困るということで、〇〇さんをお願いして、このような経過になりました。以上です。

議長 　　ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　意見がないようですので、ただいまから集約いたします。議案第62号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続きまして、63号でございますが、中川委員が本日欠席でありますので、事務局をお願いいたします。

加藤事務員 　　中川農業委員から事前に伺っておりますので、私から説明させていただきます。

議受人の〇〇さんは、既に当該地を耕作されており、現況もきれいな田んぼでした。また、〇〇さんは申請地の近所にお住まいであり、農地保全の観点からも問題ないとのことでした。

以上になります。

議長 　　ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第63号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案64号であります。入山辺であります。百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 6月26日に朝倉推進委員さんと一緒に見てまいりました。場所は入山辺の地域づくりセンターより1キロほど東の寺所というところですが、この畑は今までは買われる〇〇さんが借りて作っておられたということで、うちのすぐ横になります。行ってみますと、野菜がしっかり作られていましたので、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。
議案第64号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案65号であります。板場でございます。大澤委員さん、お願いします。

大澤推進委員 金子委員のほうから指示がございまして、一応私も現場を見てまいりました。松本市役所四賀支所の西側、それから南側のほうに上ったところでもって〇〇さんが現実に耕作しているのを譲り受けるということでもって売買が成約したということでございます。畑のほうは、この田んぼ接しているものですから、異常はないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い

いたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案66号及び67号 農地法第4条の規定による許可申請
承認の件、2件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案の2ページをお願いします。
議案第66号、笹賀の〇〇〇〇-〇、現況地目、宅地、111平米を〇〇
〇〇さんが住宅敷地を拡張する計画です。申請地は既に住宅敷地として農
地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、
当時、転用許可の手続きがされていれば基準を満たしており、また、顛末
書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。
続きまして、議案第67号、梓川上野〇〇〇〇番〇、現況地目、宅地、9
8平米を〇〇〇〇さんが宅内農業用倉庫として転用する計画です。追認で
あることにつきましては、当時、転用許可の手続きがされていれば基準を
満たしており、また、顛末書も添付されているため、やむを得ないもの
と考えます。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている
と判断します。
よろしくをお願いします。

議長 それでは、初めに議案66号でございますが、地元の岩垂委員は本日も欠
席でございますので、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 岩垂農業委員のほうからは文書にて回答をいただいております。
現地は上二子地区公民館の北東の20メートルほどの場所で、周辺は住宅
地となっています。このような状況から、今回の申請は妥当なものである
と判断しましたということで回答をいただいております。
以上です。

議長 現地調査をしていただきました委員の皆様から意見をお願いいたしますが、

橋本委員さん、お願いいたします。

橋本農業委員 最初にお断りしておきますけれども、私、西の山のほうの奥からここへ出て来て、事務局さんに車で連れられて行って、どこを飛んでいるか分からない。こんな状況でこういう細かい説明は皆さんのほうにできませんけれども、6月23日に上條委員さんと2人で確認いたしました。これも、もう住宅の敷地の中ということで、周りがどこに、自分はどこにいるかも分からないようなところなんで、これもやむを得ないのかなど、そういうふうに認めましたので、よろしく申し上げます。

議長 ご苦労さまでした。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第66号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、67番でございますが、梓川上野で、梓川でございます。丸山推進委員さん、お願いいたします。

丸山（寛）推進委員 丸山です。

〇〇さんはリンゴ栽培の農家ですけれども、今、67番のちょっと写真に写っている軽量鉄骨造りの農業用倉庫、これが築41年になるわけですが、手前にちょっと広く空いている農地あるんですが、これが〇〇〇〇番というようなことで、これが農地に入っているということがちょっと判明しました。今回、関係法に基づき是正していきたいということですが、令和3年3月3日には農用地利用計画の変更通知、手前の〇〇〇〇番ですが、変更通知を受けています。それで、5月12日ですけれども、白く囲った枠がありますが、これも〇〇〇〇番から分筆した〇〇〇〇番〇になるわけです。98平米です。それから、5月24日ですけれども、中信平左岸土地改良区から、この白く囲った〇〇〇〇番〇を農家住宅敷地拡張に転用する目的で農地法第4条に基づく申請をすることに差し支えはないという意見書が出ていますので、以上のようなことから、〇〇〇〇番の転用は問題がないと思われま

以上です。

議長 ありがとうございます。
現地確認をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 この写真を見れば、どうなんだろう。手前から勾配がついていて、上のほうは、手前が上のほうへ向かって、前の農業委員の〇〇さんの家が見えるという場所です。これも、私も上條さんもこれはもうやむを得ないんじゃないかな、そういうふうに見ましたので、よろしくお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第67号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、68号から74号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、3ページをご覧ください。
議案第68号、新村〇〇〇〇番〇外3筆、合計6,429平米を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が砂利採取用地として一時転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

次に、議案第69号、笹賀〇〇〇番〇、現況、畑、2,368平米に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が建て売り住宅として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第70号、中山〇〇〇〇番〇、現況、畑、1,484平米のうち108.49平米を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が携帯電話基地局建設工事仮設用地のため一時転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断をいたしました。

ページめくっていただきまして、議案第71号、里山辺〇〇〇〇番〇、現況、田、299平米を土地所有者の〇〇〇〇さんの息子である〇〇〇〇さ

んが農家分家住宅を建設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第72号、会田〇〇〇〇番〇、現況、畑、347平米を〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場用地の目的で転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、既存敷地の拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第73号、保福寺町〇〇〇番〇、現況、畑、278平米を駐車場用地で、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんをご自宅の駐車場用地として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第74号、梓川倭〇番、現況、畑、120平米に土地所有者である〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんが住宅を建築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、また集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上、こちらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、初めに議案第68号について、地元の委員の意見をお願いいたします。新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 それでは、議案68号ですが、場所は梓川倭橋の南側と言いますか、南東側と言いますか、川の近くにあります。隣地の方のご了解もいただいているようですし、ほとんどこの親戚の自宅の裏というような感じの場所になります。一時転用でもありますし、問題ないと見てまいりました。お願いいたします。

議 長 現地確認をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 この新村の土地は、宮澤整形という病院がありますね。あれの裏側ですね。それで、一時転用で砂利採取と。また元に戻すということで、これはやむを得ないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第68号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様

さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案69号であります。岩垂委員さん欠席であります。事務局で説明をお願いいたします。

保科主事 岩垂農業委員のほうからはご意見を頂いております。現地は、今村橋の東の約100メートルほどの場所で、塩尻市広丘原新田地区との境界付近です。現地、1キロほど東に向かえば広丘駅があり、周辺は住宅地となっています。このような状況から、今回の申請は妥当なものであると判断してきましたということで回答いただいております。
以上です。

議長 現地確認していただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 現地を見てびっくりしたのは、あれ、どういうことだ。何だか知らないけれども、玉石がごろごろ、砂利がごろごろして、これが畑だったのかなと思うくらいの場所で、自分も奈川にはあんなところはないなと思うくらいひどいようなところでした。これくらいしょうがないかなと思っております。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。
議案第39号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第70号でございますが、私の地元の中山でありまして、現場は上和泉と言いまして、中山へ上がって行って、一番先の沢の一番上でございます。大変高いところで、高地でございますが、これも〇〇さんが定年になって、草を刈っている程度で管理している土地でございます。こういうのができても、私はやむを得ないんじゃないかなというように思っているところでございます。

現状確認をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 この写真を見ていただければ分かるかと思いますが、結構な勾配で、右側におじさんが写っているけれども、これは上條委員さんかなと思って見えています。その上のほうは竹やぶで、これも資材置場ということで、やむを得ないかなと思いますので、よろしく。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第70号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第71号でございますが、里山辺でございます。中川さん、今日欠席でございますので、事務局で説明をお願いいたします。

保科主事 それでは、中川農業委員のほうからお話を伺っております。
場所としましては、里山辺の地域づくりセンターからおおよそ500メートルほどの場所にあります。〇〇〇〇さんですが、現在、アパート住まいで暮らしております、ブドウをやられているんですけども、その作業とかをやるに当たって、ちょっと近くの倉庫を借りたりとかして、なかなか思うようにいかないところがあったんですが、今回自宅という拠点を手に入れることができ、なお一層地域農業の振興に励んでいけるといような形でお話を伺っております。
以上です。

議 長 現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 橋本委員と見てまいりました。住宅地に囲まれて、この写真の手前が道路になっておりまして、今の説明がありましたような事情でありますので、致し方ないというふうに判断してまいりました。問題ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第71号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第72号であります。会田、四賀でございますので、大澤委員さん、お願いいたします。

大澤推進委員 それじゃ、説明させていただきます。
写真ご覧になっていただきたいんですが、今写っている車両は、全部これ、〇〇〇〇さんの車両でございます。〇〇〇〇さんは農協の四賀支所の生産物、あるいは資材の運搬を一手に引き受けている方でございます。また、貸付人の〇〇〇〇さんは、今度新たに農業委員として就任される方で、この写真の右側がすぐその方の自宅でございます。それで、前の道路は西条明科停車場線でもって、右側のほうに明科、左側のほうに西条という場所でございます。現在、何も耕作してないものですから、よろしいんじゃないかと思えます。
以上です。

議 長 現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 今説明されたことに尽きると思えます。手前が大きな道路がありまして、四方が建物に囲まれたところで、問題ないと思えます。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第72号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第73号であります。これも四賀であります。大澤委員さん、お願いします。

大澤推進委員 場所は、保福寺峠のほうに向かって行くところで、昔の宿場町のどんづけでございます。左側は保福寺町の集会所があって、この方は、〇〇さんという方ですけれども、この方は恐らくお住まいになるんじゃないかと、集会所に来た方々の駐車場として町会から貸してもらえないかというような話があったんじゃないかというようなことを耳にしております。一応この周りにうちはあるんですが、本当に離れたような場所ですから、問題ないと思います。

以上です。

議長 現地確認していただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 この右側には空き家だったところがありまして、そこに人が入ったりしながら、セットだというふうに説明を受けましたけれども、現状の中では問題ないというふうに判断しました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員 先ほど大澤委員さんから、ちょっと集会所の駐車場かというようなお話があったんですが、富士見町の方が転用する形なものですから、じゃ目的は何だということがある程度問題ない形になっているかどうか、ちょっと申請書を見てみないとよく分からないんですが、本来であれば、一応何のために必要だと、あるいはこの〇〇さんがここへ移ってきて住むために駐車場が必要だということであれば、それはそれでいいんですが、どうもちょっとその辺のところを明確にしていきたいと思います。

議長 保科主事。

保科主事 事務局のほうから説明させていただきます。

本件につきましては、一応私どものほうに提出されている申請書のほうでは、今回、空き家バンクを見て、〇〇さん、〇〇さんと〇〇〇さんが隣の空き家を購入して、その空き家のところには駐車スペースがないもので、下里さん所有の農地と一緒に同じ値段で購入すると。ここは〇〇さんたちの駐車場でというふうなことでお話を伺っております。

以上です。

議長 河野委員さん、いいですね。

河野農業委員 ええ、了解しました。

議長 大澤委員さん、それじゃそういうことでいいですね。
ほかの委員の皆様で本件についてほかにご質問ありましたら。
上條委員。

上條信太郎農業委員 ちょっと補足しておきますけれども、〇〇さんは駐車場の横の農地のところにトマト等野菜を植えてありまして、空き家と一体として使用するというような状況に見えました。申請のとおりだと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 いいですね。
ほかにご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第73号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第74号でございますが、梓川倭でございます。丸山推進委員さん、お願いします。

丸山（寛）推進委員 丸山です。

〇〇さんの自宅は、農免道路を挟んで梓川カインズホーム、また隣の自動車関連のオートアールズの西にあります。周辺には飲食店やその他各種の商業施設があり、梓川では一番にぎやかで発展している地域です。写真をちょっと見ていただきたいんですが、自宅の裏には二筆の農地を所有しております。三角で囲まれたのが今回申請する〇-〇番地です。後ろにトラクターが止まっていますが、これが〇-〇という、地目は田んぼですが、これも〇〇さんの所有する農地です。今回、息子さんが両親の高齢化などで、将来のことを考え、実家に隣接する土地に住宅を建てたいということで、写真の〇-〇の前が〇-〇で、これは宅地です。今回申請する〇-〇、三角に囲まれた農地二筆を利用して、一戸建ての住宅を建てるという計画ですが、周辺の状況、また建物を建てても農業に影響を与えるというようなこともないので、問題はないと思われまます。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 今説明のあったとおりです。安曇のほうへ行く道は何と言うんですかね。大きい道、カインズの西側にありまして、本当に市街化の真ただ中にあるようなところで、こういうような景色を見ると、ちょっとそのように見えないですけども、自宅に隣接した農地の転用ということで、問題ないというふうに見てまいりました。

ただ、1つは、これ、農業委員会から必ず注意しておいてもらいたいですけれども、あんまり際にやって、水路敷にあんまり寄って、農業水路の布設替えとかそういうときにいろいろ問題にならないように、気をつけてほしいということだけ添付してもらいたいということです。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第74号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案75号 相続税の納税猶予適格者証明承認の件、1件についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、総会資料5ページをご覧ください。
相続税の納税猶予の適格者証明願証明の件について説明いたします。
議案第75号、浅間温泉にお住まいの〇〇〇さんが浅間温泉一丁目〇〇〇〇番〇外3筆、合計4,452平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、議案第75号について、地元委員の竹島委員から意見ををお願いいたします。

竹島農業委員 それでは、75号につきましてご説明させていただきます。
遺産相続をされました〇さんですけども、本郷地区と岡田地区の4筆に分かれておりまして、私が本郷地区の2筆について先に説明させていただきます

まして、その後、中條さんのほうから説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

浅間温泉の二筆につきましては、場所的には、皆さんご存じのキッセイ文化ホールの大きな建物がございしますが、その東側に女鳥羽川の東側に浅間温泉の住宅街の中にあります畑です。二筆は1枚の畑になっておりまして、自家用の野菜、それから柿、梨という果樹を栽培しておりまして、浅間温泉の二筆については問題ないと、このように思います。

以上です。

議長 続いて、中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 では、岡田地区の二筆を説明いたします。

25日に現地確認しました。〇〇〇のほうは、岡田山浦地区に田んぼがありまして、現在、お米を耕作しています。もう一枚の岡田町〇〇番地ですが、これは四賀村へ行く途中で、パチンコ屋の銀玉というところの東側になるんですが、そこで今年は減反ということで、麦の栽培をしているのを確認してきました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第75号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案76号及び77号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 総会資料6ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第76号、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが島内〇〇〇〇外〇筆、合計5,171平米について承認を受けるものです。
議案第77号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇番〇,1,602平米について承認を受けるものです。また、大村〇〇〇番〇について

は、特定貸付けを行っています。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 初めに、議案第76号について、地元の農業委員の皆さんの意見を申し上げます。河野委員、お願いします。

河野農業委員 二筆今回出ておりますが、最初のほうの島内の〇〇〇〇、田んぼでございますが、現在は麦をちょうど刈ったところでございます。それから、〇〇〇〇は水田でございます。場所は島内小学校に接続して、すぐ西側のところでございます。問題ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案76号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、議案第77号でございますが、大村でありますので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 77号についてご説明させていただきます。
場所につきましては、山雅サッカー練習場がございますが、その西側に耕地整理された大村地区の田んぼがずっとたくさんありますが、その中の一面に大村の〇〇〇番地〇の田んぼがございます。現在、稲の耕作をされておりまして、問題ないと、このように思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
議案第77号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理いたしました。

それでは、総会資料7ページからご覧ください。

7ページ、8ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
件、9件、9ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出
の件、3件、10ページ、11ページ、農地法第3条の3第1項の規定に
よる届出の件、14件、12ページ、農地法第4条の規定による届出の件、
5件、13ページから15ページ、農地法第5条の規定による届出の件、
14件、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1
件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言を
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説
明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、農地に関する事項の協議事項に入ります。

別冊の農振関係資料と位置図をお手元に準備をお願いします。

まず、協議事項1、村井東田上村井地区の市街化区域の編入に伴う松本農
振協議会地域整備計画（農地利用計画）の変更の協議に入ります。

担当課より説明をお願いいたします。

都市計画、お願いします。

内木（都市計画課） では、私のほうからご説明いたします。

別冊の資料、協議事項1、村井東田上村井地区の市街化区域編入に伴う松
本農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。

私、都市計画課の内木と申します。よろしくをお願いいたします。

では、資料1ページ目ご覧ください。

（1）市街化編入の概要でございます。

アのところに、今回市街化編入する位置関係についてご説明をしております

す。

資料をめくっていただくと、区域図ということで、カラーの資料をご用意しております。

ご覧いただいたとおり、松本市南部、国道19号と川に挟まれた平地に位置し、周辺を市街化区域に囲まれております。南側は塩尻市になります。また、この図上は示されておりませんが、西側には村井駅がございます。村井駅ですが、駅舎の改築も計画されており、今後利便性が向上され、利用者数の上昇が見込まれております。

今回市街化編入を予定している上村井ですが、村井駅からも東に700メートルほどの位置にございまして、現在進められている村井駅の改良等により住環境が向上することが期待されております。

資料1ページ目に戻っていただきまして、イの部分でございます。松本市の都市計画上の位置づけについてご説明したところになります。

松本市の都市計画の最上位の計画である都市計画マスタープランでは、上村井地区を上村井地区を都市的利便性の高い地区として唯一、緑農住宅ゾーンとして位置づけており、将来の住宅需要の受皿として、農業的土地利用と調整を図りながら、必要に応じ計画的な住居系市街地への整備・誘導を図ることとしています。

また、都市計画マスタープランの一部である松本市立地適正化計画という計画があるんですが、そちらについては、村井駅を中心として都市機能を充実させていく区域として、周辺を65ヘクタールを都市機能誘導区域に指定しております。

今回の上村井地区は、この都市機能誘導区域にも隣接しており、今後、交通利便性が高く、居住誘導区域としての設定が見込まれる区域でございます。

ウの部分でございますが、周辺の人口についてご説明したものになります。

松本市市域全体の人口ですが、市域全体では減少している一方で、芳川地区は増加しております。周辺の土地区画整理事業地では、販売開始とともに完売するなど、市内でも住宅需要が高いエリアです。

また、最近、核家族化が進んでいる影響で、世帯数は増加しており、新築住宅の需要が高い状況です。

都市計画マスタープランでも、「これからの超少子高齢化の対応や地球環境への負荷の低減を図るため、集約型まちづくりが求められており、駅周辺などの拠点に都市機能を集中させ、利便性が高く、効率的なまちづくりが求められている」ということにしており、住宅需要の受皿として最適なエリアと言えます。

2ページ目、エの部分でございますが、都市計画の現状の状況について記載したところでございます。

上村井地区の市街化区域の編入に当たっては、計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域であることが必要であるため、今回、市街化区域への編入と同時に、地区計画の都市計画決定を予定しております。

また、民間開発による具体的な開発計画があり、同区域内における対象地

権者の合意形成が調っている状況です。

オでございますが、農地との調整状況でございます。

上村井地区の農地について、今回編入区域内における農振農用地の面積ですが、4.2ヘクタールで、当該候補地面積の約60%となります。本日の資料で、めくっていただくと、5ページ、6ページの部分に対象の農振農用地の一覧と地図をつけさせていただいております。ご確認をお願いします。

また、討議候補地内の農地における関係農家数は18戸ですが、18戸全戸がほかに安定した収入があり、生活水準の維持には支障がありません。

また、区域内の用水の状況でございますが、市道5220号線、これが区域図で見ていただくと、田川の堤防道路から1本西側の市道があるんですが、ここの用水路の北側の中村地区への受益地に向かっているその用水路がございます。こちらについては、今回の開発計画において残すことで中村地区への受益地に与える影響というのとはございません。

以上のことから、上村井地区ですが、周辺の状況と松本市が目指す都市構造の方向性と一致しているということで、市街化区域への編入の取組を行っております。

(2)番、市街化編入に係るこれまでの経過、現状でございます。

これまで、この市街化区域の編入については、長野県が実施するものなので、令和元年度に区域区分の見直し方針というのが県のほうで策定しております。

その後、関係の事務進めておりますが、5月には県が国との協議ということで、関東農政局との事前調整というのを完了しているような状況でございます。

羽入田（農政課） すみません、続きまして農政課の羽入田からご説明させていただきます。

今年度から農業振興地域整備計画の担当となりました。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

資料3ページのほうをご覧ください。

(3)松本農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。

ア、上村井地区が市街化編入されることに伴い、長野県が農業振興地域の区域を変更し、上村井地区を区域から外すこととなります。本市におきましても、上村井地区について、本市計画に定める農業振興地域内の農用地区域から除外する手続を進めるものになります。

今後のスケジュールですけれども、市街化区域の編入につきましては、今話がありましたように、国との事前調整が終わりまして、現在は国との事前協議中になります。事前協議が終わりましたら、都市計画の変更手続を行い、令和4年1月中旬に決定告示を予定しております。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、すみません、ちょっと資料の文字が切れてしまっておりますが、6月に芳川地区の農振協議会、ご協

議をいただきまして、本日、農業委員会の定例会にて意見聴取をお願いいたします。

7月30日に松本市農振協議会でご協議をいただき、それ以降、県の調整協議に入りまして、令和4年1月に完了広告を予定しております。

説明は以上になります。

議長 ただいまの村井東田上村井地区の市街化編入に伴う松本農業振興地域整備計画に係る説明に対しまして、地元委員より何か補足説明がありましたら、お願いします。

窪田委員。

窪田農業委員 6月2日に芳川地区の農振協があったんですけども、そのときには特に、今の都市計画課、それから農政課からの説明があったとおりでありまして、特に異議とか意見がなかったんですが、その農振協が終わった後、実はちょっと意見をいただきまして、多分この地元の説明会の折だと思うんですけども、1人何かまだ百姓やっているんで、土地を残してほしいという人がいたらしいんです。そのときの説明には、そういう場合は市街化区域に編入はしないみたいな話があったらしいんですけども、その後、2日の説明の折には、全部が区域編入になっていたということなんで、その方との話合いが終わったのかどうか、やりませんということになったのかどうか、その辺がちょっと質問をいただいたんで、もしここで分かれば、説明をいただければありがたいんですがね。

議長 内木技師。

内木（都市計画課） すみません、今いただいたご質問についてなんですが、今回該当区域の中で民間開発による開発というのが予定されております。民間開発による開発区域内においては、皆さん農業を続けたいというご意向の方はいないということで、こちらのほうは意見として聞いております。

また、今回、一部民間開発が入らない部分がございますが、そちらについても、都市計画の先ほどご説明した地区計画ということで、開発の時期はずれるんですが、将来的には都市的な土地利用をしていく。つまり、市街化にしていくということで了解を得て、手続を進めている状況です。

議長 窪田委員さん。

窪田農業委員 了解です。

議長 全体の委員の皆様からのこのことに対しまして質問ありましたら、お願いいたします。

前田委員。

前田農業委員

現在、気候の変動ということで、ものすごい雨量が一時期に降るというような、そういう問題が各地で起きていて、長野県は比較的そういうことが少ないわけですが、過去の事例を見ますと、波田の地区なんかは、一度、過去は下の平らなところにうちを建っていたんですけども、梓川が荒れて、上へ上がったという経過があります。

ところが、ちょっと関係ない話なんですけど、すみません。梓川の両側に、兩岸の一番低いんですけども、どんどん宅地ができてきているんですよ。それで、そのこともあるんですけども、このところに田があります。流れの方向からすると、現在、計画しているところは反対側の向きになるということで、このところに造ると限らないわけですが、現在の気候の様子によると、河川がどこにあって、どのぐらいの高さで、ということがこれから危惧されるかということについては、十分な配慮を持ってやらないと、例えばこれ、市のほうで計画して、それでこのところに宅地を造って、そのところが水没したということになったら、これ、あれじゃないですか。市のほうも責任追及されるんじゃないですか。というような、そういうことも心配されるので、田川が横にあるということについては、これ、どこまで考慮したかという、そのことについては非常に私、あれ、こんなところやっていいのかやと思って聞いたんですけども、できればそこら辺のところをきちっと見ていかないと、大変危険な面があるので、そこを配慮して計画を進めるというようなことを回答というか、そういうことをしていかないと、私は問題になるんじゃないかなと思います。

議長

ただいまの質問に対しまして、都市計画でも防災について検討したのかということですが、内木技師、お願いします。

内木（都市計画課）では、すみません、私、都市計画課の内木のほうから今のご質問に対してご説明いたします。

今ご指摘のとおり、田川が隣接している場所になります。最近、皆様のお手元にもハザードマップ、新しいハザードマップということで、松本市の消防防災課からハザードマップが配付されたかと思います。あちらについては、千年に一度の降雨に対して、どういった浸水が発生するかというものを想定したものでございます。

従来のハザードマップでは、該当の場所、浸水想定区域はございませんでした。千年に一度の浸水想定では、この部分、若干浸水するような想定着色となっております。百年に一度の浸水想定では、おおむね50センチ未満の浸水、千年に一度の浸水想定では、0.5メートルから3メートルの浸水というような場所となっております。

この部分につきましては、千年に一度という部分になりますと、松本市の場合、ほぼ市内全域が浸水想定区域になってしまっていて、居住に適する区域が全くないというような状況にもなってしまいます。松本市内を見ても、この該当の部分については、浸水想定については比較的軽微な部分

であるということが言えます。

また、この隣接する田川につきましては、平成29年に奈良井川改良事務所
で河川改修も行われている状況がございますので、その千年に一度とい
うようなところが起きれば、浸水してしまう可能性はあるんですけれど、
比較的市内では安全度が高い区域ということで考えております。

議長 前田委員さん、いいですかね、そういうことで。
ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
村井東田上村井地区の市街化区域編入に伴う松本農業振興地域整備計画
(農用地利用計画)の変更につきましては、やむを得ない、こういう形で
集約したいと思っておりますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、村井東田上村井地区の編入に伴う松本農業振興地域整
備計画の変更については、やむを得ない、こういう形で集約をいたします。
次に、協議事項2、令和3年度第1回松本農業振興地域整備計画(農用地
利用計画)の変更の協議に入ります。
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、協議事項2、令和3年度第1回松本農業振興地域整備計画
(農用地利用計画)の変更についてご説明いたします。
資料7ページをご覧ください。

(1) 変更案の概要についてです。

今回は、重要案件が14件、内訳は農家住宅が3件、農家分家2件、その
他が9件となっております。軽微変更は4件で、計18の案件をご協議い
ただきたいと思っております。

なお、地区協議会開催後に申出者より取り下げられた案件が1件ありまし
たので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、資料の8ページをご覧ください。

申出の経過になりますが、資料に記載のとおりで、今年の4月に申出を受
け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日、農業委
員会でご協議いただくことになりました。

(3) 今後の予定も、資料に記載のとおりになります。

今回の案件について、市農振協議会で承認された場合、軽微変更案件につ
いては、完了公告と申出者等への通知がなされます。重要案件については、
県の事前協議、県同意等を経まして、除外完了公告と申出者等への通知を

予定しております。
以上になります。

議長 　　ただいま説明がありました。質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　特にないようですので、次に進みます。
変更案の協議に入ります。
最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 　　続きまして、資料9ページから15ページをご覧ください。

（4）整備計画変更一覧表につきまして、個別案件ごとに左側から番号を振ってあります。一番下には別冊の変更申出地位置図のページが記してありますので、併せてご参照いただければと思います。

では、申出案件ごとの説明に入らせていただきます。

まず、農家住宅3件、資料は9ページになります。

番号1番、梓川地区の農家住宅敷地拡張、追認案件になります。申出者、〇〇〇〇さんは、約2万1,000平米を耕作しております。申出者の住宅の北側が狭い車道となっており、車両擦れ違いの際に危険があるということで、安全を考慮して、車両進入防護柵として塀を設置してしまいました。日常生活の安全を確保するために必要な施設であるため、農家住宅の敷地拡張として今回判明した現況を是正し、今後法令遵守するとのことです。目的を考慮すると、代替できる土地がなく、申出地、畑、58平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号2番、波田地区、農家住宅の敷地拡張で、既存農家住宅と農業施設4棟の追認案件になります。申出者の〇〇〇〇さんは、約6,300平米を耕作しております。昭和42年に住宅を建設し、昭和50年以降、住宅の敷地続きである申出地に農業用物置4棟を建設しました。申出地が農振農用地である認識がなく、農業用施設を建設してしまい、また住宅の一部も農用地にかかっている状態であるため、今回判明した現況を是正し、今後条例遵守するとのことです。該当住宅及び農業用施設は、営農に必要な施設であるため、農家住宅の敷地拡張として、畑、771平米のうち386.92平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号3番、波田地区の農家住宅になります。申出者の〇〇〇〇氏は、約3,200平米を耕作しております。現在、家族8名で暮らししており、何かと手狭なため、申出者、妻、子が生活する農家住宅を建てるのがよいと判断されました。申出者はブルーベリーとスイカ栽培の規模拡大を検討しており、そのための農業用資材置場が不足しているため、農家住宅と併設の農業用倉庫を新設予定です。今後の生活や効率的な営農のために、両親の居宅と耕作地に近いことが必要であり、申出地への建設が

最善と判断されました。既存農業用施設1棟と新設の農業用施設1棟を含め、一体的に農家住宅敷地として、田んぼ、1,366平米のうち678.385平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

以上、農家住宅3件の説明を終わります。ご協議お願いいたします。

議長 　　ただいま説明がありました。農家住宅3件について説明がありました。地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようです。
全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようです。
集約いたします。
農家住宅3件、1,213.305平米について、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長 　　全員賛成ですので、農家住宅3件については、やむを得ないと集約をいたします。
続きまして、農家分家について説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 農家分家2件の説明に入らせていただきます。

資料10ページをご覧ください。

番号4番、旧市神田地区の農家分家になります。申出者、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、現在、夫婦と子供でアパートに住んでおられます。子供の成長とともに居宅が手狭となり、老後の両親の世話も考慮し、妻の父親と同居することができる住宅を建てるのがよいと判断されました。申出地は、最も周辺農地への影響が軽微で、実家に近く、両親の世話や本家の農作業サポートが可能とのこと。なお、将来的には、長女の〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定となっております。以上より、畑、641平米のうち425平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号5番、島内地区の農家分家になります。申出者、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、現在、夫婦とお子様でアパートに住んでおり、今後家族が増えることを見越し、住宅を建てるのがよいと判断しました。申出地は、候補地の中で最も周辺農地への影響が軽微で、実家に近く、将来的に本家の農作業サポートが可能とのこと。なお、将来的には長女

の〇〇〇〇〇さんが本家を継ぐ予定となっております。以上より、田んぼ270平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

以上で農家分家2件の説明を終わります。ご協議お願いいたします。

議長 　　ただいま農家分家2件についての説明がありました。
地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
全体の委員の皆様で質問がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようですので、集約いたします。
農家分家2件、695平米について、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、農家分家2件について、やむを得ないと集約いたします。
次に、その他についてをお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 　　続きまして、その他9件の説明に入らせていただきます。
まず、資料11ページをご覧ください。

番号6番、四賀地区の一般住宅敷地拡張になります。申出者の〇〇〇さんは、約1万平米を耕作しております。農業後継者である〇〇〇〇〇さんが地元へ戻ってこられたため、夫婦2人で生活していたため、現在、2世帯7名で暮らしております。同居生活は何かと手狭であることから、申出地に住宅を増築することがよいと判断されました。今後も営農するに当たり、同居で家族が協力しながら生活することが最善と判断され、畑、1,797平米のうち130平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号7番、波田地区、一般住宅の敷地拡張になります。申出者、〇〇〇〇さんは、現在住んでいる波田〇〇〇〇-〇につきまして、平成24年に農振除外を行っております。要件としまして、農業経営主の〇〇〇〇〇さんの息子であるものの、当時、波田地区が都市計画法上の線引きがされていなかったため、一般住宅として除外を行っております。このたび申出者の妻の両親の介護が必要になり、同居または徒歩圏内に両親の住まえを構える必要が生じました。申出者は本家経営主の息子であり、申出地近隣を生活拠点とすることで、経営主の営農サポートも見込めることか

ら、畑、447平米のうち90平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号8番、旧市の神田地区、駐車場用地になります。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇さんは、神田に事業所を設けて営業しております。現在、駐車場は15台分ありますが、今後社有車、社員の増加を予定しております、また取引業者の搬入も多く、路上駐車で危険を感じる人が多い状態とのことです。今回、事業所の近隣で用地を探し、交渉したところ、唯一農業規模の縮小を検討されている〇〇〇〇さんが理解を示してくれたため、本申出に至ったということです。畑、406平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料12ページになります。

番号9番、和田地区、駐車場用地です。申出者、〇〇〇〇さんは、和田〇〇〇-〇の土地を購入し、居住しております。勤務先の都合上、重機を自宅の前面敷地に駐車することが多く、安全上及び防犯上好ましくないということで、別の敷地に駐車場を確保することが最善と判断されました。申出地は、以前軽微変更済みの農業用倉庫がありましたが、現在は建物がなく、耕作もされていない飛び地であるということで、所有者、〇〇〇〇〇さんの同意を得て、本申出に至ったものです。以上より、畑、128平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号10番、笹賀地区の駐車場用地です。申出者、〇〇〇〇さんは、笹賀〇〇〇〇-〇で診療所を営んでおります。現在、診療所駐車場は14台分ありますが、ピーク時には約21台分必要としており、また職員用の駐車場も確保する必要があるということです。診療所南東の県道を渡らずに安全に行き来できる土地が申出地しかなく、所有者、〇〇〇〇〇さんが後継者がおらず、営農規模を縮小する意向があることから、計画に同意してくれたということです。笹賀〇〇〇〇-〇については、田んぼ、895平米のうち126.36平米、笹賀〇〇〇〇-〇については、田んぼ、1,971平米のうち158.32平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、番号11番、寿地区の資材置場になります。申出者、〇〇〇〇さんは鉄工所を営んでおり、工事に使用する資材置場を必要としています。現在借用している寿豊丘〇〇〇-〇に置いている資材を移動してほしいと要請があり、新たな資材置場を確保する必要性が生じました。周辺農地への影響が軽微で、資材を置けるスペースの取れる土地が申出地しかなく、面積が狭小であることなどから、所有者、〇〇〇〇〇さんの同意を得ました。以上より、畑、79平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料13ページをご覧ください。

番号12番、今井地区、資材置場及び駐車場用地になります。申出者、〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇さんは、足場の販売、リース業を営んでおります。法人所有地及び借用地を資材置場としておりますが、今年度をめどに約2,000平米を返却しなければならなくなり、新たな資材置場を確保する必要性が生じました。申出地は、周辺農地への影響が軽微で、

後継者がおらず、農地としての継続が見込めないとして、所有者、〇〇〇〇さんの理解が得られ、本申出に至ったということです。以上より、畑、1, 424平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号13番、中山地区、住宅への通路用地になります。申出者、〇〇〇さんは、中山〇〇〇〇-〇に居住し、営農しています。住宅への進入路として4メートル幅の敷地を必要としています。住宅南側の〇〇〇〇-〇だけでは幅が足りず、生活上支障があります。住宅へ進入でき、必要な幅員が確保できるのが申出地のみであり、申出地は所有者、〇〇〇〇さんから申出者への所有権移転、仮登記が行われているため、所有者の同意については問題がないということです。以上より、畑、50平米、1筆を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号14番、梓川地区、農業用倉庫への通路用地になります。申出者、〇〇〇〇さんは、リンゴを中心に営農しており、農業機械を多様しています。申出地隣地の住宅敷地に農業用倉庫が5棟あり、申出地にも用途変更済みの倉庫が1棟あります。農作業効率の観点から、農業用倉庫の往来が必要であり、通路用地の確保が必要となったものです。各農業用倉庫に近接しており、農作業効率向上につながる場所は本申出地のみであり、車両が往来できる必要最小限の面積での申出に至りました。畑、2, 057平米のうち250平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

以上、その他案件9件の説明を終わります。ご協議お願いいたします。

議 長 　　ただいまその他9件について説明がありました。
　　　　　地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いをいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 　　ないようです。
　　　　　集約いたします。
　　　　　その他9件、2, 841.68平米については、やむを得ない、こういう形で集約したいと思います。承認いただける方の挙手をお願いいたします。

〔多数挙手〕

議 長 　　賛成多数でございまして、その他9件は承認をされました。
　　　　　次に、軽微変更について説明をお願いいたします。
　　　　　羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、軽微変更4件の説明をさせていただきます。
　　　　　　　資料14ページをご覧ください。
　　　　　　　番号15番、芳川地区、農業用施設（大型農業機具収納庫）になります。

申出者、〇〇〇さんは芳川営農に所属し、約56万平米を耕作されています。この面積を耕作するために大型トラクターが必要であり、トラクター購入に伴い、農業機具収納庫が必要となりました。申出地は耕作地に近く、大型トラクターが行き来できる幅員が確保でき、所有者の同意が得られたとのことです。以上より、大型農業機具収納庫として、田んぼ、827平米及び畑、47平米の二筆を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号16番、寿地区、農業用施設（醸造所、店舗）になります。申出者、〇〇〇〇〇さんは、入山辺地区と塩尻市でワイン用ブドウを栽培しており、来年度以降、一定の収穫量が見込めるようになったことから、醸造所と販売所の建設を計画されています。本申出地は、隣地農地での耕作を予定しており、作業効率がよいこと、一定の面積が確保でき、所有者の同意を得られていることから、今回の申出に至りました。以上より、農業用施設（醸造所、店舗）として、畑、879平米を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号17番、岡田地区、既存農業用施設（えのき栽培施設）の追認案件になります。申出者、〇〇〇〇〇さんは、岡田地区で浦の沢きこの園という名称でキノコ栽培をされています。平成4年に工場用地を探し、所有者、〇〇〇〇〇さんの同意を得て開発許可を取得し、工場を建設されました。エノキ栽培では、騒音や臭いの影響を周辺に与えてしまうため、申出者親族所有の土地では代替できず、本件施設は申出者が営農するために必要不可欠なものであり、今後も農業振興のために継続して営農したいとするものです。以上より、農業用の施設用地（えのき細微施設）として、田んぼ、1,670平米のうち552.621平米を軽微変更したいとするものです。

続きまして、番号18番、波田地区になります。

資料15ページになります。

農業施設（農業用車庫、資材置場）の追認案件です。申出者、〇〇〇〇〇さんは、約2万3,000平米を耕作されています。自宅の敷地続きである申出地に昭和47年に農業用倉庫、昭和52年に資材置場を建設されました。申出地が農振農用地である認識がなく、営農に必要な施設として建設してしまったとのことです。今回判明した現況を是正し、今後法令遵守するとのことです。本件施設は、今後の営農に必要な不可欠であり、地域の農業振興にも資するため、畑、1,551平米のうち82.63平米を軽微変更したいとするものです。

以上が軽微変更4件の説明になります。

なお、資料16ページ、番号19番につきまして、安曇地区一般住宅として地区協議会で可決されましたが、その後、申出者都合で取り下げられたものになりますので、併せてご報告させていただきます。

以上です。軽微変更4件についてご協議をお願いいたします。

議 長

ただいま軽微変更4件について説明がありました。

地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 全体の委員のから質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。
軽微変更4件、2,388.25平米について、了承すると、こういう形で集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、軽微変更4件については、了承すると集約いたします。
最後に、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について説明させていただきます。
資料17ページになります。
まず、趣旨ですが、農振除外要件の中に土地改良事業の完了後8年を経過していない農振農用地は除外はできないというものがあります。ただし、農業者が営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画を変更し、県との調整等を経て、例外的に除外が可能な場合があります。
土地改良事業の実施経過については、資料18ページのとおりです。
資料19ページ以降、先ほどご協議いただいた案件のうち、1番、3番、7番の3件が該当いたしますので、番号①、②、③で記載しております。
番号①、②、③については、国営中信平第2期農業水利事業の受益地であり、完了後8年を経過しておりませんが、地域の総合的な土地利用に問題がなく、農業上の土地利用への支障が軽微であると判断し、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）について変更したいとするものです。
以上になります。ご協議をお願いいたします。

議長 ただいま松本市の農業の振興に関する計画の変更についての説明がありました。
全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約いたします。

松本市の農業の振興に関する計画の変更について、異議なし、こういう形で集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する27号計画の変更につきましては、異議なしという形で集約いたします。

それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。

小林局長、お願いします。

小林局長

それでは、令和3年度第1回松本農業振興地域整備計画の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅3件、1, 123. 305平米については、やむを得ないという集約でした。

それから、農家分家2件、695. 00平米についても、やむを得ないとの集約。

それから、その他9件、2, 841. 68平米についても、これもやむを得ないという集約でございました。

それから、軽微変更4件、2, 388. 25平米については、了承するという集約でございます。

それから、松本市の農業の振興に関する計画の変更については、異議なしという集約でございました。

以上です。

議 長

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は3時25分ということで再開したいと思いますので、休憩といたします。お願いします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事を再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、議案第78号 松本市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋係長。

高橋係長

それでは、総会資料の17ページとともに、本日机の上に配付させていた

いただきました総会別冊資料、農業委員会委員の任命についてをご覧ください。
こちらの資料になります。

委員の改選については、前回の平成30年の改選から、農業委員については、市長が提出した人事議案を議会が同意して決定。また、推進委員は、農業委員会決定し、委嘱することになりました。

松本市農業委員会でも、2月の定例総会で報告しましたとおり、8月の委員改選に向けて、委員候補者を広く募集し、改選のための手続を進めてまいりました。本日は、次期農業委員の人事議案に議会の同意が得られたことを報告するとともに、次期推進委員の委嘱について、農業委員会の承認を求めるものです。

まず、総会別冊資料、農業委員会委員の任命についてです。

松本市議会6月定例会に農業委員会の人事議案を提出し、6月24日、議会の同意が得られました。次期農業委員26名はご覧のとおりとなりますので、ご確認ください。

では、総会資料17ページに戻りまして、議案第78号 松本市農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。

法に基づきまして候補者の募集を行ったところ、18人の推薦があり、事務局で資格審査を行った結果、全員が推進委員の要件を満たしていることを確認しました。

18ページをご覧ください。

関連する法律と規則になりますが、この中ほどの農業委員会等に関する法律の第17条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。この点につきましては、19ページの推薦又は応募の理由のこの部分から判断させていただいております。

以上、こちらに記載があります18名を農地利用最適化推進委員として8月12日に松本市農業委員会が委嘱することについてご審議いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局からの説明がありましたが、これに対しまして農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようですので、これより採決を行います。
農業委員の皆様を対象に伺います。
議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第79号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料20ページになりますので、お願いいたします。

まず、要旨でございますが、農業委員会事務の実施状況等の公表についてということで、平成28年の農水省の課長通知に基づきまして、毎年度、農業委員会は農地利用最適化の推進状況、その他事務の実施状況及び活動計画を公表することが義務づけられておりまして、これに向けて、令和2年度の点検・評価、それから令和3年度の活動計画を決定するものでございます。

21ページ、22ページにその平成28年に出されました課長通知を添付してございます。

平成28年4月の改正法の施行で、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、これに併せて事務の実施状況に関する情報をインターネット等により公表することが法定化されております。そのため、国が定める公表様式に従いまして、点検・評価と活動計画を本日決定して、速やかに公表するものでございます。

本来ですと、4月の総会で審議したいと考えておりましたが、昨年実施しました2020年農業センサスの市町村データの公表が遅れたために、統計数値を引用する関係上、6月の総会にずれ込むことになりました。

中身につきましては、4月の総会で審議、承認していただきました令和2年度の当農業委員会の業務報告、それから令和3年度の業務計画と重なる部分が多いために、概要のみ説明させていただきます。

24ページから31ページが令和2年度の点検・評価になります。

その中で、まず25ページでございますが、25ページの上のほう、担い手への農地の利用集積・集約化の項目、こちらの真ん中よりちょっと上になりますけれども、令和2年度の目標及び実績のところでございますが、集積目標は4,425ヘクタール、これに対しまして、実績は4,134ヘクタールで、目標達成状況は93.4%でありました。

次に、26ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の項目、中段に令和2年度の目標及び実績というところの参入目標であります。6経営体、目標面積が6ヘクタールに対しまして、実績は36経営体、9.1ヘクタールで、かなり参入が進み、目標を十分達成できたいということでもあります。

続きまして、27ページ、遊休農地に関する措置に関する評価の項目では、令和2年度の目標及び実績のところの目標面積1ヘクタールに対しまして、実績は4.8ヘクタールということで、これもまた十分に目標を達成したとする内容でございます。

続きまして、ちょっと飛びますが、32ページ以降が令和3年度の活動計画ということになります。

基礎的な数値が32ページにあります。その次の33ページ、上のほう、担い手への農地の利用集積・集約化の項目、中段より少し上になります。令和3年度の目標及び活動計画のところで、集積面積の目標を4,513ヘクタールと設定すること。この目標設定の考え方がありますが平成31年2月に委員の皆さんで審議、決定していただきました当農業委員会の農地利用最適化推進指針から引用する面積でございます。あと379ヘクタール増やすことが必要になりますが、その達成手段として、その下の活動計画欄に記載してございますとおりでございます。

次に、その下、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の項目では、一番下のほうの表になりますけれども、令和3年度の目標及び活動計画の欄のところ、引き続きこの平成31年に定めました指針に従いまして、目標を6経営体、参入目標面積を6ヘクタールに設定してございます。

最後、34ページ、遊休農地に関する措置の項目では、引き続き指針から解消面積を1ヘクタールとする目標設定をしてございます。

以上が2年度の点検・評価と3年度の活動計画の概要となりますが、これからまた8月、次期体制が立ち上がってからは、新たな委員の皆さんと平成31年に定めた当農業委員会の最適化推進指針について、現在の立ち位置を確認の上、見直すことも課題の1つと捉えているところでございます。

以上で2年度の点検・評価。3年度の活動計画の説明を終了しますが、決定されましたら、速やかにホームページに公表、また県を通じて国に報告してまいりますので、よろしくお願いたします。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員の皆様、それから推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　意見がないようですので、採決を行います。
全委員の皆様に伺いますが、議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
次に、協議事項に移りまして、旅行積立等の清算についてを議題といたします。
まず、事務局からお願いします。
高橋係長。

高橋係長

それでは、資料の35ページ、旅行積立金等の清算についてですが、これは委員の任期満了に伴いまして、旅行積立金及び弔意見舞金の清算についてご協議いただくものです。

残高ですが、旅行積立金につきましては、2月に一応清算して返金しておりますので、令和3年の2月の引き落とし分から5月までの4か月分ということで、現在、172万170円になります。弔意見舞金のほうは3万2,948円となっております。

そこで、清算方法の案であります。

まず、旅行積立金ですが、現状、大人数での旅行の実施は困難であるため、大変残念ですけれども、旅行積立金を清算しまして、来月の7月定例総会時に委員の皆様へ返金します。委員数で割り切れない端数41円は弔意見舞金へ繰り入れることとします。その際、1人当たりの返金額は4万3円になります。

次に、弔意見舞金ですが、8月8日の任期満了後、残金を返金したいと思います。その際、委員数で割り切れない端数が生じた場合は、次期委員による弔意見舞金へ繰り越すことといたします。

以上、ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員さんは挙手をお願いいたします。長谷川委員。

長谷川農業委員

この3円って要らない……

議 長

今、長谷川委員からそういった意見が出ましたが、高橋係長、それでいいですかね。

高橋係長

そのような意見ありましたんで、ちょっとお諮りいただきまして、皆さんそれでいいということであれば、4万円返金という形にさせていただいて、端数分は弔意見舞金のほうに繰り入れまして、最終的に返金した後、次期弔慰見舞金のほうへ繰り越すという形にしたいと思います。その辺、お願いいたします。

議 長

今、長谷川委員から提案がございまして、端数は弔意見舞金のほうに繰り入れてくれということで、あれですかね。そういう形でご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は了承されました。任期満了に当たりまして、これまでの皆様の労をねぎらい、親睦旅行を随分楽しみにしてきましたけれども、まだ日常生活を取り戻せない状況が続

いておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に移ります。

最初に、令和3年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査の結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

田村主事。

田村（農政課）

今年度より認定農業者の担当になりました農政課の田村と申します。よろしくをお願いいたします。

資料36ページをご覧ください。

令和3年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、認定農業者制度の概要ですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から、2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理することとなりました。

5年後の農業経営を県内2つ以上の市町村で行う者については、長野県が随時認定を行い、長野県が認定をした者については、年度末にまとめてお知らせする予定ですので、よろしくをお願いいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数字については、資料の表をご参照ください。

また、審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人2件、共同1件、組織1件の計4件、再認定が個人6件、共同2件、組織6件の計14件、以上18件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。質問のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、38ページをご覧ください。

まず、主要会務報告ということで、6月の関係の振り返りになります。

ブロック別の研修・懇談会ということで、遊休農地の調査の関係等、今、大変お世話になっておるわけですが、よろしくをお願いいたします。

6月10日は北東部ブロック、6月11日は西部ブロック、6月16日は南部ブロック、そして6月25日に河西部ブロックということで研修・懇談会を実施してきたところでございます。

また、西部ブロックにおかれましては、トウモロコシの播種ということで、6月24日にブロック活動が始まっております。

続きまして、39ページに移りますが、本日この後、情報・研修委員会が予定されておりますので、よろしくをお願いいたします。

当面の予定ということでございますが、まず、ちょっと最近来た情報で、ここには記載してございませんが、7月15日の木曜日に東山部くだものまつり実行委員会が1時半から農協の山辺支所で行われます。入山辺の農業委員さん、推進委員さん2名と里山辺の農業委員さんということで依頼がありましたので、ご出席のほうをよろしくをお願いいたします。

7月20日火曜日ですが、農地転用現地調査ということで、三村委員、塩野崎委員のご担当となりますが、また事務局のほうと調整をお願いしたいと思っております。

7月30日は、7月の定例総会ということで、こちらが最後の月例総会となります。

同日は、午前中に10時から農振協議会も予定されておりますので、関係の委員さんをご出席のほうよろしくをお願いいたします。

7月31日は、北東部ブロックの活動ということで、公民館と共催でs o b a 講座を始めるということで、公民館事業に移行してきたわけですが、ソバの種まきということになります。

そして、8月12日ですけれども、新たな農業委員さんの辞令交付式、8時半ということで、あらかじめ予行演習等準備の時間がありますので、今のところ8時には集まっていたくようなことを想定しております。

午前中は臨時総会（第一部）ということで、農業委員会の役員体制等決めていただくこととなります。そして、午後から推進委員の皆さんに委嘱状を交付し、そして、推進委員さんも含めて臨時総会（第二部）、その後、諸連絡を行い、夕方には終了という形を考えておりますので、ご予約をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局の説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

三村委員。

三村農業委員 7月20日の転用の現地調査ですけれども、19日と1日前に変更になりましたので、お願いします。

議長 今、三村委員が現地調査は19日ということで、変更になったということですので、ここへ記載しておいてください。
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件におきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを願いたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。
戸谷補佐、お願いします。

戸谷（松本農業農村支援センター） お世話さまです。松本農業農村支援センターの戸谷修一ですが、よろしく願いいたします。
資料、こちらの資料ですね。A4のところ左に左上、ホチキスでとじてあるので、ご覧いただきたいと思います。
ページの振ってない1枚目は、ご案内させていただく情報提供の内容です。
めくっていただきまして、1ページご覧いただきたいと思います。
細かいグラフで毎月恐縮ではありますが、上から気温、降水量、日照時間の推移を6月中旬までをまとめたものになります。
一番上が気温の折れ線グラフになっていまして、真ん中が平均気温の状況です。点線が平年値ですので、実線の太いのが本年値ということで、気温は最高、最低、平均気温とも平年よりも高く推移しているという状況です。
その次の下の段の降水量であります。5月下旬が平年の2倍あったということで、それ以外はおおむね現状、平年並みで推移してきているというような内容です。
日照時間についても、平年とほぼ同様ということでもあります。
気温、降水量、日照時間とも、今後の見通し、長期予報等で情報収集ができるんですが、情報収集しながら、気象の変動に対応できるように、そこを準備いただくとともに、支援センターでも情報提供に努めていきたいと思っております。
2ページご覧いただきたいと思っております。
主要農作物の生育概況ということで、6月20日現在で取りまとめたものです。
一番上は、熱中症に注意しましょうということで、後ほど詳しくまたちょっと資料ありますので、お願いします。

あと、その下、丸で書いてある草刈り機の取扱いに注意しましょうという
ことで、ちょっと自分の足にけがをしてしまったり、目の中にごみが入っ
て、けがをしてしまったりということで、人によっては、金属が目の中に入
ってしまったという事例もあるように聞いていますので、フェースガード
をつけて使うなど、周知をお願いできればと思います。

あと、作物の関係は、ご覧いただきたいんですが、水稻とリンゴだけちょ
っと情報提供させてもらいますが、先ほど気温が高く推移しているという
ことで、水稻のところですが、コシヒカリで2日程度進んでいるという内
容です。

あと、リンゴ、果樹の関係ですが、凍霜害の影響もあって、果実の肥大に
ばらつきがあって、果樹担当で情報を提供させてもらっているんですが、
やはりさび果の状況が多いということのようです。

あと、3ページ、4ページは、それぞれ野菜とか果樹の資料になりますの
で、よろしくをお願いします。

ちょっとページが見えづらくなっていてすみません。5ページ、長野県と
いうところに数字がかぶっちゃって、すみません。

農作業中の熱中症にご注意をとということでもあります。自覚症状がないとい
うことに陥ってしまって、熱中症になってしまうということが多いよう
です。中段のところにレ点でチェックしてある特に下の2つですね。「ひと
りでの作業はできるだけ避けましょう！」と、あと一番下のチェックして
ある「暑さを避ける工夫をしましょう！」ということ、帽子や通気性の
よい衣料を着用するように、また周囲の方々へご案内いただければと思
います。

6ページ目ですが、ご覧いただきたいと思います。

横書きで書いてある長野県農業大学校のオープンキャンパスが7月28、
29日あるということです。事前申込みで、各回とも50名までというこ
とです。学生さんが親御さんと一緒に行かれる場合もありますし、農大ま
で行く交通手段、ちょっと不便なところにあるものですから、マイクロバ
スで送り迎えもしてくれるように書いてあります。地域の学生さんで、農
業大学校等へ進学を考えている方々がいれば、ぜひご案内をしていただ
ければと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、7ページ、8ページです。食品衛生法改正に伴う営業の届出の対象
が変更になりましたということでもあります。また詳しくはご覧いただき
たいと思うんですが、届出をするというのと、製造許可をするというのと、
加工した商品に表示をするというのは全く違う内容であります。これは営
業の届出ということで、いろいろ変わってきている部分があります。この
仕事は、支援センターではなくて、8ページのところに描いてある保健福
祉事務所なんですが、周知をしてくれということ、農政部のほうへも連絡
がありまして、本日情報提供させてもらいます。

自ら原料を加工するもので、届出が要るものもあつたり、要らないものも
あるということでもあります。また、私どもも全て承知しているわけではあ
りませんが、分からないところがあれば、保健福祉事務所あるいは支援セ

ンターのほうへお問い合わせいただければと思います。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だよりの91号が発行されましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

窪田委員長、お願いします。

窪田情報・研修委員長 お手元に91号があると思いますので、ご覧をいただければと思いますが、表紙でありますけれども、芳川小学校が3年、4年、5年児を対象にスクールファームというのを行っております。昨年ちょっとコロナでできなかったんですけれども、今回は23年目だと思いますけれども、写真は3年生がジュース用トマトの定植を行っているものでありますので、ご覧をいただければというふうに思います。

それから、2ページ目でありますけれども、農業施策に関する意見書と市長懇談会の関係であります。前段会長のほうからも話がございましたけれども、懇談会の中で、今年度から収入保険に対する補助制度ができたということで、成果を報告させていただいております。

それから、3ページ目でありますけれども、この4月1日から改正種苗法が施行されましたけれども、関心が高いと思われる項目につきまして、Q&A方式で掲載をさせていただいております。

それから、4ページ目の「がんばっています」であります。昨年度の松塩筑安曇農業委員会協議会が行いました地域農業振興等功績者表彰を受けられました島立の農作業受託者組合と梓川の二村馨さんを紹介させていただいております。

それから、6ページ目でありますけれども、利用権設定がある農地のうち、利用権終了後に売りたい意向のある農地というのを今回紹介させていただいております。

それから、7ページ目でありますけれども、「レインボーまつもと」、今回島内地区で行われました手芸とSDGsの学習について寄稿をいただいております。掲載をさせていただきました。

それから、8ページ目ありますが、「現場の声」、波田地区でネギの生産、販売を行います興さんの声を河西委員さんのインタビューで次号にわたりまして紹介をさせていただく予定であります。

それから、10ページ目ありますけれども、最後のページありますが、「よもやまばなし」につきましては、今回、中山地区の太田委員さん、それから編集後記につきましては、長谷川委員さんにご担当いただきましたので、お願いしたいと思います。

簡単でありますけれども、以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

板花補佐。

板花局長補佐

事務局から数点連絡をさせていただきます。

議案に同封したとおりでございますが、本日、この3年間の取組みを振り返りまして、農業委員会の運営と活動体制等に係るアンケート調査の締切日となっておりますので、お出しいただきたいと思っております。もし忘れてしまった方、控えを若干そちらのほうに用意してございますので、書ける方はお書きいただきたいと。また、今日お出しできなくても、数日後をめどにお早めにお出しいただければと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

あと、同じく同封しました農地利用最適化活動の進捗状況調査ということで、4月から6月までの3か月間について、活動についてご記入いただいて、こちらのほうは7月16日が提出期限ということでございますので、よろしく申し上げます。

また、活動報告、活動記録の裏側がしっかり書けている方は、何もこれをお出しいただく必要はございませんので、その点、よろしく申し上げます。

あと、農政課のほうから依頼された連絡事項になりますが、松本市民祭の中で、例年、松本市農林業功労表彰者を表彰しておりますけれども、その内申についてということで、本日書類が間に合わなかったもので、7月に入ってから、7月の下旬をめどに各委員に直接郵送するというところでございますが、農林業功労者の該当になりそうな方がおられましたら、ぜひ挙げていただきたいということで、昨年も二、三人農業委員会から挙げていただいた経過もありますので、お願いしたいということで、提出期限がお盆前の8月13日だというふうに言われております。ただ、来月7月の総会の折にお持ちいただいても構いませんので、よろしく申し上げます。

それから、あとブロックの会議でもお伝えはしてありますけれども、任期満了が迫ってきている中で、事務の引継ぎですとか、あと個人情報関係資料、処分に関わった場合は、こちらで引き取ることは可能ですので、お持ちいただきたいということですし、あと、考えてみましたら、農地パトロールで、「農地パトロール実施中」というふうなマグネットを車に貼り付けるようなプレートをお配りしていますが、交代される委員につきましては、一旦ちょっと事務局にお返しいただければなと思っておりますので、地区の中で引継ぎということじゃなくて、一旦、ちょっとどの程度あるかということも事務局として把握したいものですから、一旦は事務局にお返しいただいて、もし紛失されたら、その分はまた補充しなきゃいけないということもあるものですから、一旦は事務局にお返しいただきたい。ですから、来月の総会の際に、またお持ちいただければなと思っております。継続の委員は、その必要はございませんので、交代になる委員だけお願いしたい。

来月は最後の総会になりますので、農業委員さん、推進委員さん全員お集まりいただきまして、アンケート調査の結果も含めて、3年間の反省会を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、最後、この後情報・研修委員会もありますが、駐車券の処理等あるかと思しますので、またお申出いただくということと、本日お休みいただいている委員の分は、地区の中で持ち帰って、届けていただければというようなことでもありますので、よろしくお願いたします。

あと、農地法の申請書原本は、机の上にそのまま置いてお帰りいただきたいということでございます。

私からは以上でございます。

議長 その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 小林 弘 也

議事録署名人 2番 中 條 幸 雄

議事録署名人 3番 竹 島 敏 博